

ご存知ですか？「財産債務調書」提出の義務化

今回の税制改正で、「財産債務調書」について改正がありましたのでお知らせします！
(所得税法第232条)

■財産債務調書とは

その年の12月31日時点における財産や債務について、その種類や金額を記載し、確定申告書と合わせて税務署に提出する書類です。

所得税及び相続税の適正な課税・徴収の確保を図る目的ですが、その一方で、対象者については記載事項の追加及び記載すべき財産の価額等の見直しにより、書類作成に係る負担は増加するものと考えられます。

■どんな財産・債務を記載するのか？

【改正前】

財産及び債務の種類、数量及び価額



より詳細な
記載が必要に！

【改正後】

財産の所在、有価証券の銘柄等、国外財産調書の記載事項と同様の事項
価額は原則として「時価」。ただし「見積価額」とすることもできます。
(有価証券は取得価額の記載も要します。)

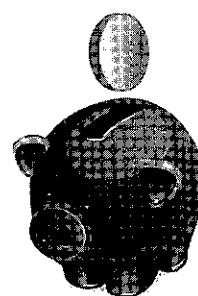
記載対象となる財産及び債務は、以下のものです。

《財産》

- ・土地（林地含む）・建物・山林・現金・預貯金
- ・有価証券（株式、公社債、証券投資信託、貸付信託等）
- ・貸付金・未収入金・受取手形
- ・書画骨董及び美術工芸品（1点10万円以上）
- ・貴金属類（1点10万円以上）
- ・家庭用動産（1個または1組の価額が10万円以上 家具や自動車など）
- ・その他の財産（1点10万円以上 特許権や生命保険料の払込金額など）

《債務》

- ・借入金
- ・支払手形
- ・未払金
- ・未払となっている税金
- ・その他の債務（住宅ローンや自動車ローンなど）



次ページへ続きます

■どんな人が提出しなければいけないのか？

【改正前】

その年の各種の所得金額の合計額が2,000万円を超える方



提出要件は緩和！

【改正後】

その年の各種の所得金額の合計額が2,000万円を超える方 であり
かつ、次の①または②に該当する方

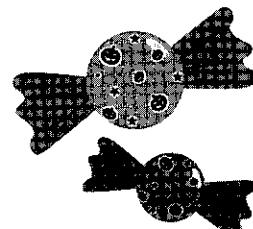
- ①その年12月31日において保有する財産の価額の合計額が3億円以上
- ②その年12月31日において保有する有価証券等の合計額が1億円以上

■提出したらいいことがある？！

財産債務調書をきちんと提出していれば、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を減算する特例措置が受けられます。

■提出しなかったら・・・

所得税又は相続税に係る過少申告加算税等が加算されます。



■いつから提出しなければいけないのか？

平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書から適用。

⇒すなわち、平成27年分の確定申告書を提出するとき(平成28年3月15日申告期限)から、提出要件に当てはまる方は、確定申告書と合わせて提出しなければいけません。



自分の保有資産について
しっかりと把握することが
大切です

釣鐘草(つりがねそう)
別名：カンバニュラ、風鈴草（ふうりんそう）
花言葉 やり遂げる、安樂、詩的な愛